

【当日配付】令和6年7月26日
第1回刈谷市子ども・子育て会議

刈谷市こども計画 (案)

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

国は、急激な少子化などの社会情勢を背景に、こどもを中心とした「こどもまん中社会」を目指すことを宣言しました。これは、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会をめざす考え方です。この考え方を中心に、国は、令和5年12月に「こども大綱」を決定しています。

本市では、すでに第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画において、「子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと子育てを支援する」ことを目指して施策を進めてきたところですが、こども大綱にある基本の方針を計画の指針としながら、新たに「こども計画」を策定することといたします。

第8次刈谷市総合計画で「人が輝く産業文化都市」を目指すように、この計画では、「こども・若者が今から将来にわたり輝きを放ち、保護者の皆様も子育てを楽しみながら輝きを放つまち」を社会全体でともに創り上げていくことを目指します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「こども基本法」（第10条第2項）に定める「市町村こども計画」として策定するものです。こども大綱及び愛知県計画を踏まえ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。本計画は、こども大綱にも記載されているとおり、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が示す施策を内包する計画として策定するものです。

また、本計画は、「子ども・子育て支援法」（第61条）に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」（第8条第1項）に定める「市町村行動計画」としての位置付けも担う計画として策定するものです。

こども関連施策の概要

	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法	こども基本法
市町村計画についての規定	市町村行動計画（第八条） ・市町村は、行動計画策定指針に即して、 五年を一期 として、地域における 子育ての支援 、母性並びに乳児及び幼児の 健康の確保及び増進 、子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備 、子どもを育成する家庭に適した 良質な住宅及び良好な居住環境の確保 、 職業生活と家庭生活との両立の推進 その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。	市町村子ども・子育て支援事業計画（第六十一条） ・市町村は、基本指針に即して、 五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制 の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	市町村こども計画（第十条2） ・市町村は、 こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して 、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
その他	・ 一般事業主行動計画 （常用雇用100人超の事業主）の策定。 ・ 特定事業主行動計画 （国及び地方公共団体）の策定。 ・ 子育てサポート企業の認定 （くるみん認定）。	・ 記載事項 （基本的記載事項、任意記載事項）が規定されている。 ・（第六十一条2、3）	・ こども施策に関する大綱 （第九条）について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。 ・こども施策に係る こども等の意見を反映 することが規定されている。（第十一条）
	第2期計画における一体的策定パターン		
	第3期計画における一体的策定パターン		

3 こどもに関する施策の動向

「こどもまんなか社会」をめざす『こども大綱』には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現などが記載されています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					刈谷市こども計画				

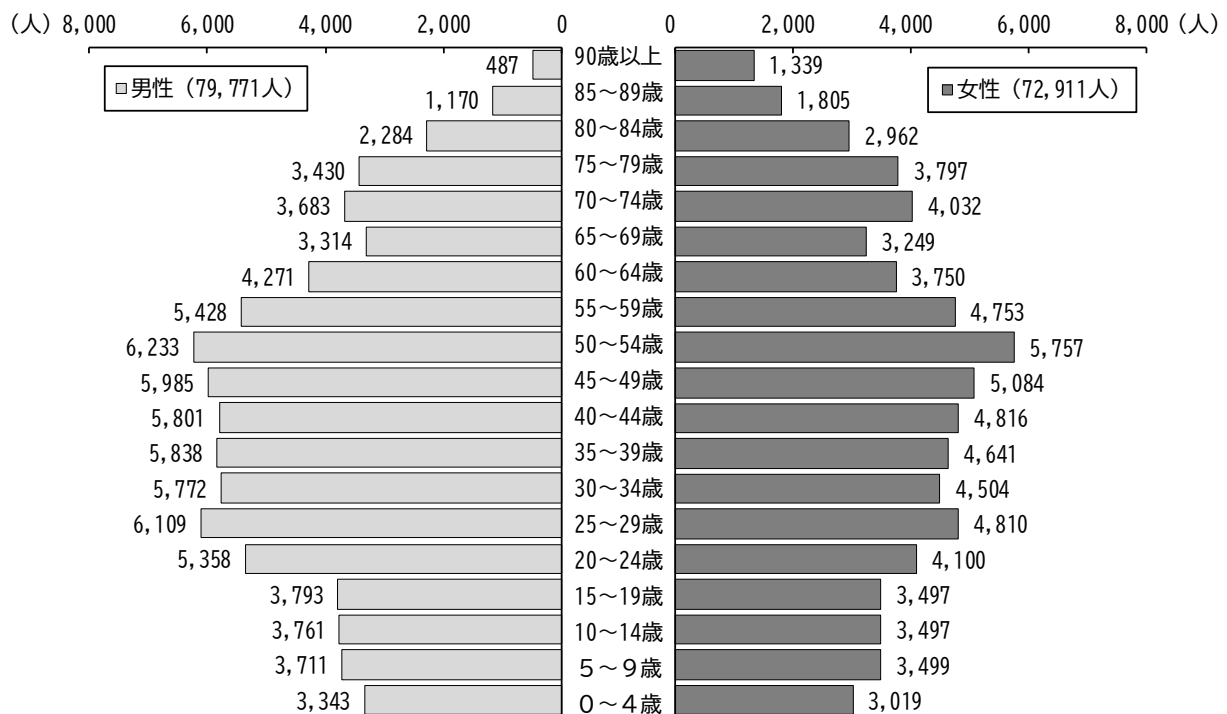
第2章 こども・子育てをとりまく現状

1 刈谷市の現状

(1) 人口の状況

令和6年4月1日時点の性別5歳年齢階級別人口をみると、男女とも25歳から54歳までの、主な子育て世代を含む人口が多くなっています。

図表 性別5歳年齢階級別人口

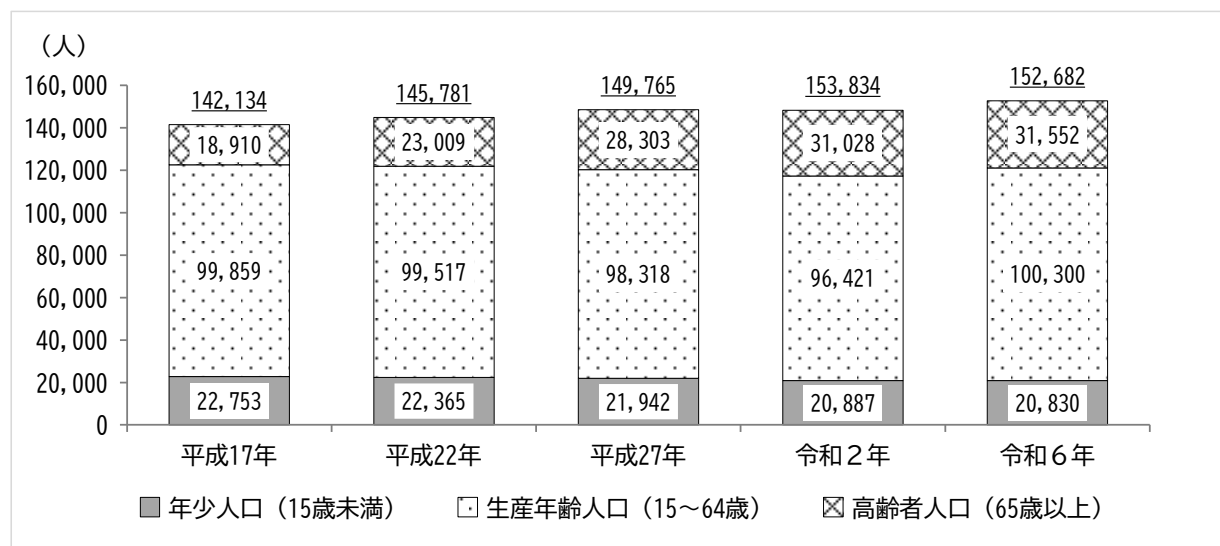


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

総人口は緩やかな増加傾向にあり、令和6年4月1日現在では152,682人となっています。

年齢3区分人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）は緩やかな減少傾向にあり、一方、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けています。

図表 年齢3区分人口の推移

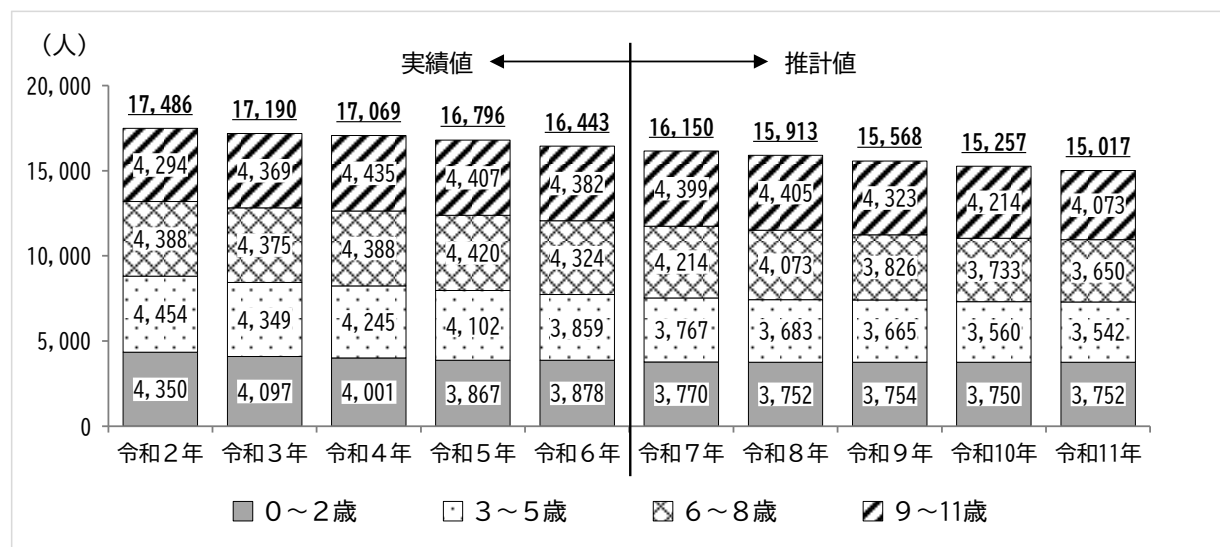


資料：「国勢調査」（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳（4月1日）

※国勢調査の総人口は年齢不詳者を含むため、内訳の合計と一致しません。

児童人口（0～11歳）は緩やかな減少傾向にあり、今後も減少傾向で推移していくと見込まれます。

図表 児童人口の推移

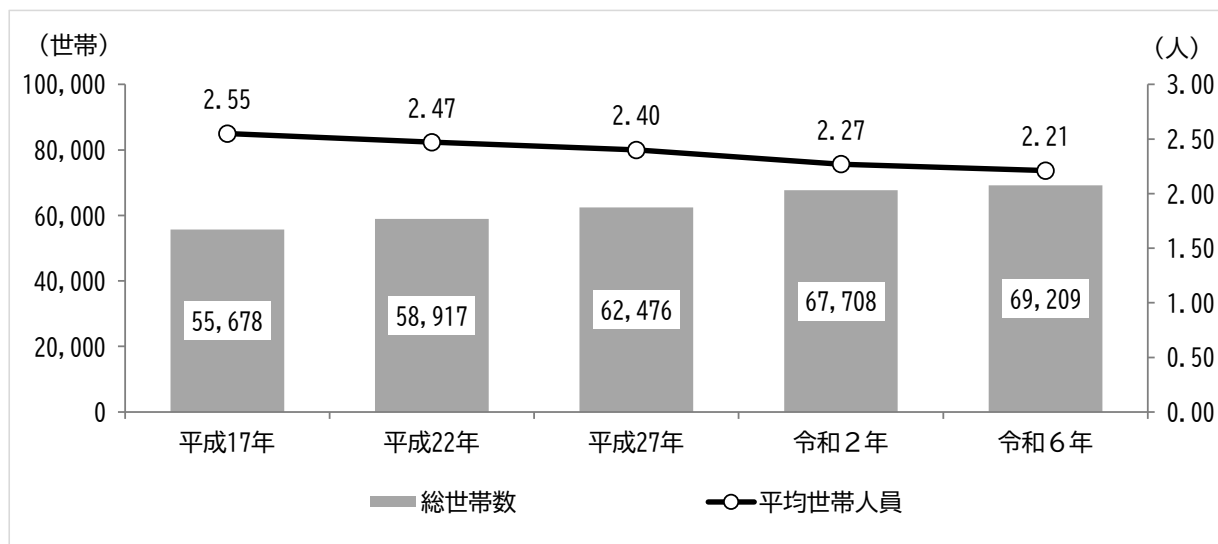


資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値はコーホート要因法により算出

(2) 世帯の状況

世帯数は増加傾向にあり、令和6年4月1日現在では69,209世帯となっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向にあり、令和6年では2.21人となっています。

図表 世帯数、平均世帯人員の推移

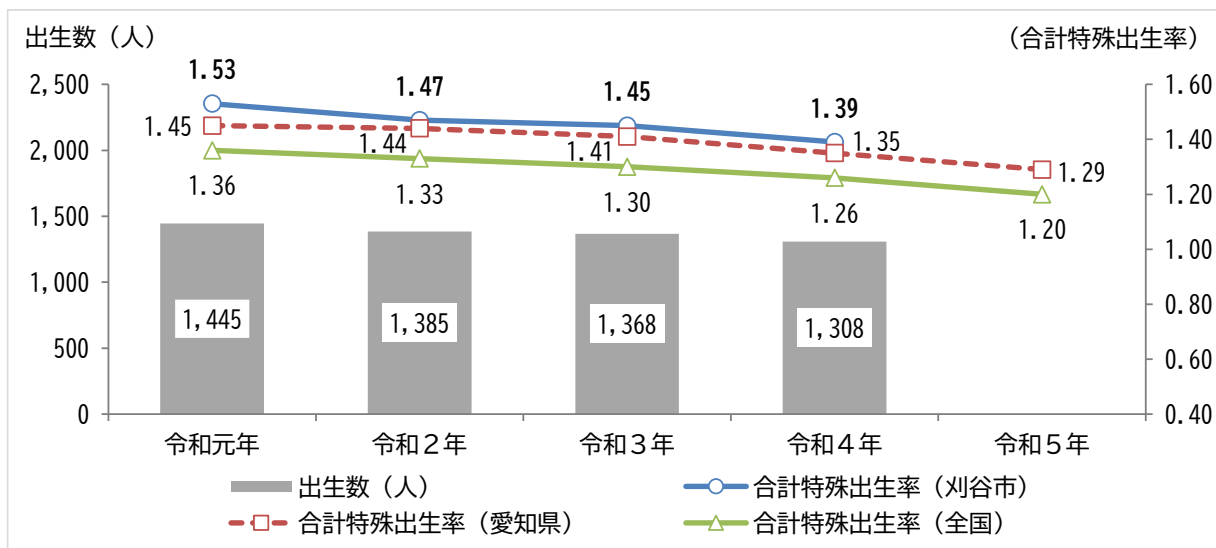


資料：「国勢調査」（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳（4月1日）

(3) 出生の状況

出生数は、令和元年以降減少しており、令和4年では1,308人となっています。
合計特殊出生率は、本市は全国及び愛知県よりも高い水準で推移していますが、全国及び愛知県と同様に減少傾向にあります。

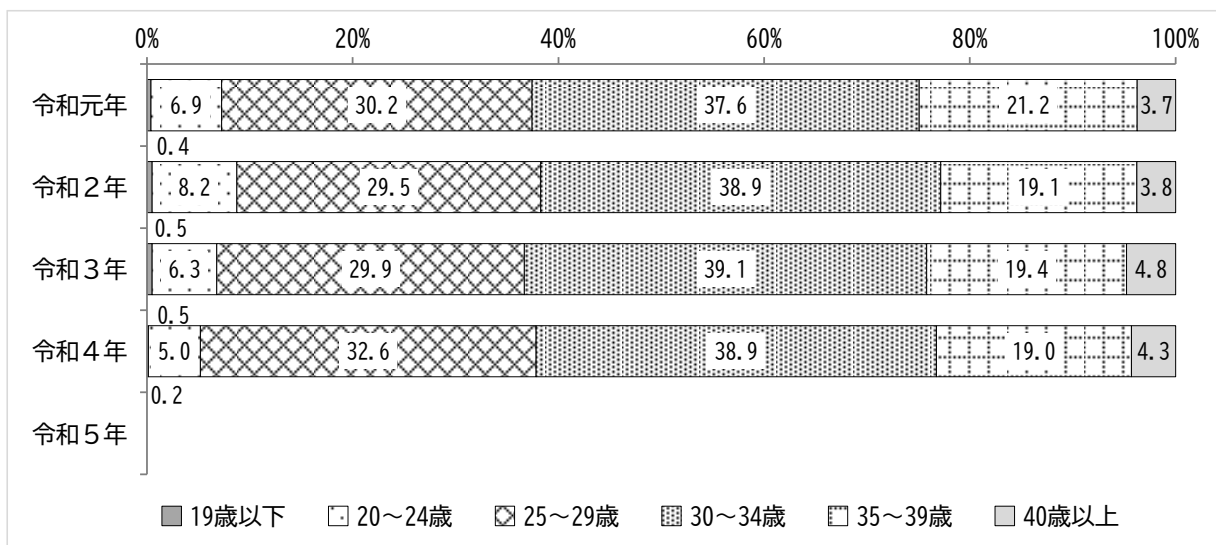
図表 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：「人口動態統計」、刈谷市（各年10月1日）

母親の年齢別出生割合の推移をみると、令和2年以降、24歳以下の割合が減少傾向にあります。

図表 母親の年齢別出生割合の推移



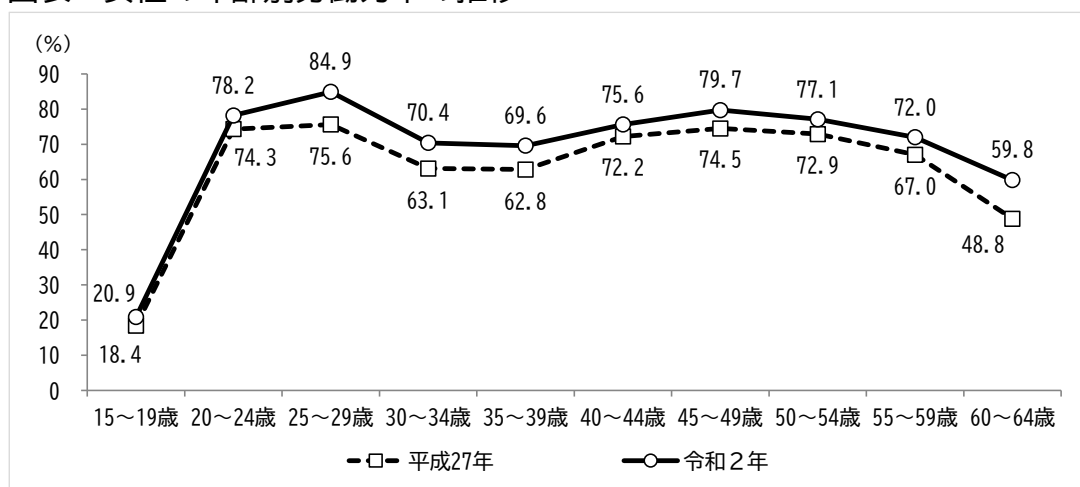
資料：「愛知県衛生年報」（各年10月1日）

(4) 女性の就労等の状況

女性の年齢別の労働力率の推移をみると、結婚から子育て期に当たる年代である30～39歳の労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示していますが、令和2年は平成27年と比べてM字カーブの谷の部分の部分が緩やかになっており、20歳代と合わせてこの年代の労働力率の上昇が目立つとともに、64歳までのすべての年齢区分で働く女性の割合が増加しています。

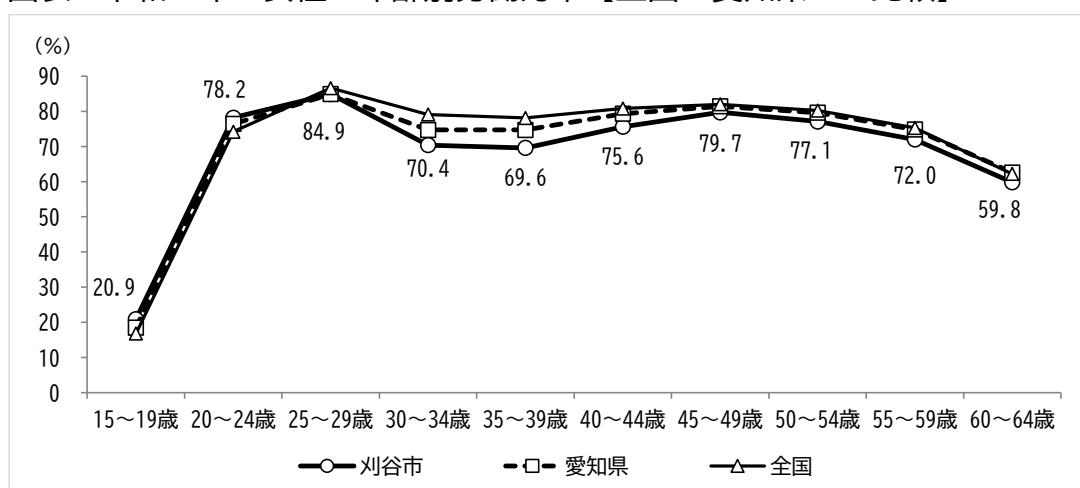
また、女性の労働力率を全国や愛知県と比較すると、25歳以上のすべての年齢区分で本市は全国・愛知県より低くなっています。

図表 女性の年齢別労働力率の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日）

図表 令和2年の女性の年齢別労働力率【全国・愛知県との比較】



単位：（％）

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
刈谷市	20.9	78.2	84.9	70.4	69.6	75.6	79.7	77.1	72.0	59.8
愛知県	18.5	76.4	84.9	74.7	74.7	79.3	81.4	79.6	74.8	62.6
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2

資料：「国勢調査」（令和2年10月1日） ※太字は各年齢における最大値

2 第2期計画の評価

第2期計画の評価は、現在実施中です。

3 ニーズ調査の結果と分析

(1) 調査概要

計画策定の際の基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

■調査対象及び調査方法

調査地域	刈谷市全域
調査対象者	・ 刈谷市内在住の「就学前児童」の保護者 ・ 刈谷市内在住の「小学生（１～３年生）児童」の保護者
標本数	・ 就学前児童の保護者：2,000名 ・ 小学生児童の保護者：1,000名
標本抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	令和５年11月27日～12月22日
調査方法	郵送配布、回収については郵送及びWebアンケートを併用して実施
調査実施期間	刈谷市

■回収状況

調査対象者		配布数（人）	回収数（人）	回収率（％）
今回調査		3,000	1,575	52.5
	就学前児童の保護者	2,000	1,025	51.3
	小学生児童の保護者	1,000	550	55.0
前回調査（平成30年実施）		3,000	2,076	69.2
	就学前児童の保護者	2,000	1,377	68.9
	小学生児童の保護者	1,000	699	69.9

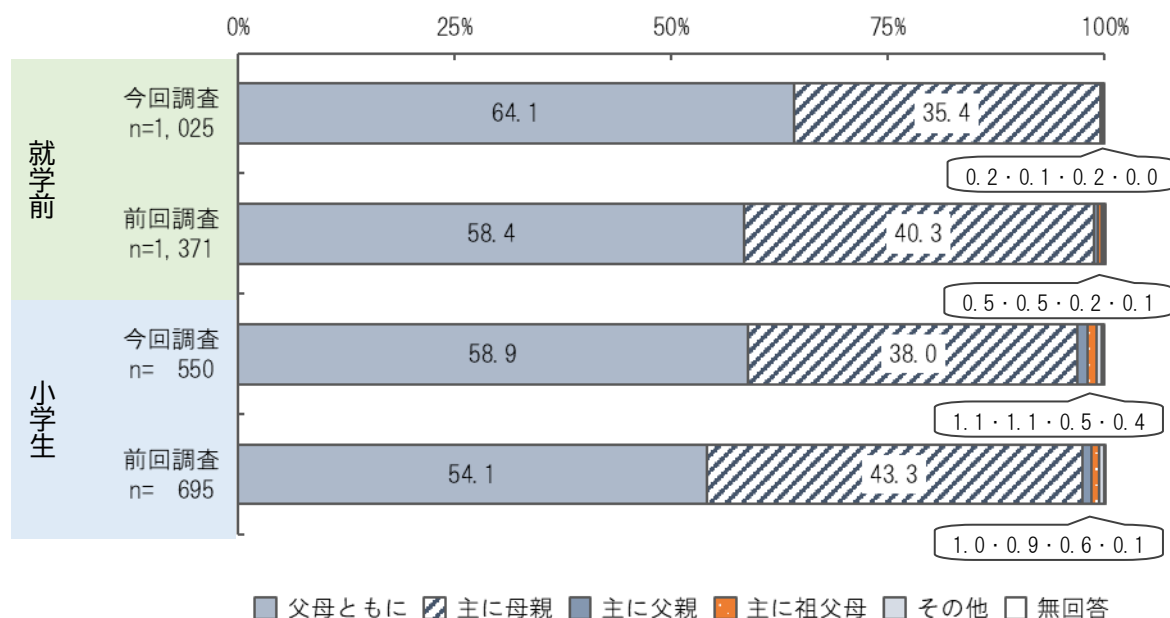
(2) 調査結果

①家族の状況・子どもの育ちをめぐる環境について

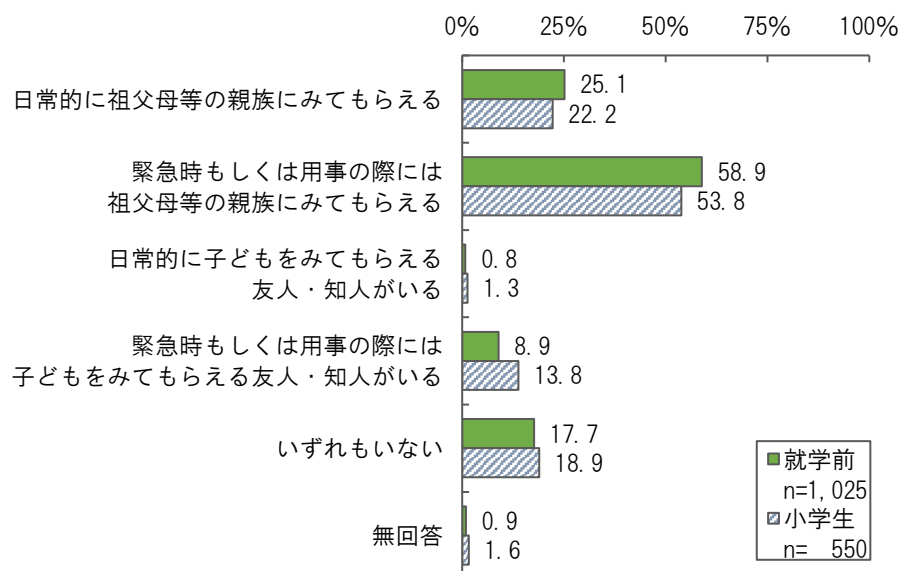
子育て（教育を含む）を主に行っている人についてみると、就学前・小学生ともに「父母ともに」が半数以上、次いで「主に母親」が4割弱となっています。前回調査との比較では、就学前・小学生ともに「父母ともに」の割合が増加しています。

また、子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、就学前・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割弱と、祖父母等の親族を始め何らかの支援が受けられる状況にある人の割合が高くなっています。一方、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」人も2割弱います。

図表 子育てや教育を主に行っている方



図表 子どもをみてもらえる親族・知人の状況

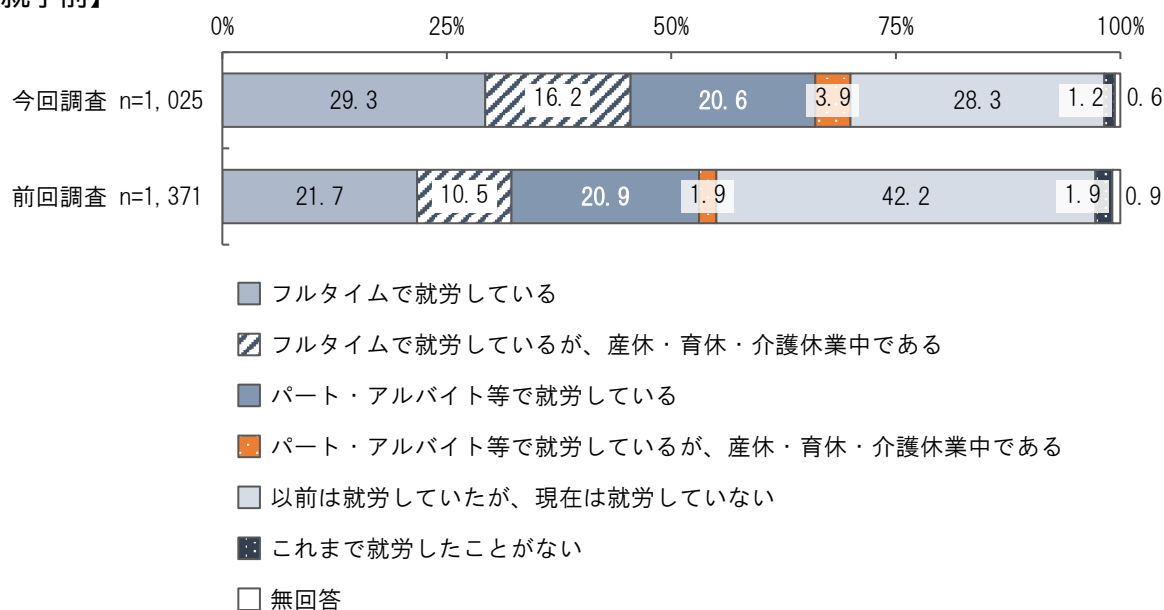


②母親の就労状況について

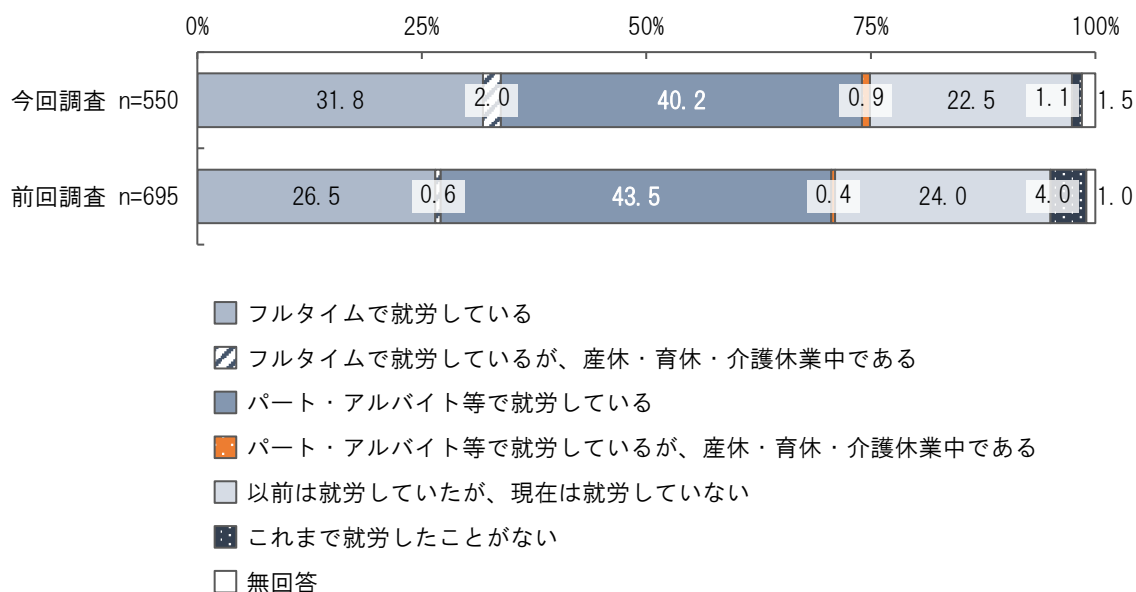
母親についてみると、産休・育休・介護休業中も含め母親が就労している（フルタイム、パート・アルバイト等）割合は、就学前で 70.0%、小学生で 74.9%となっています。前回調査では、就学前で 55.0%、小学生で 71.0%となっており、就労している割合が増えています。

図表 母親の就労状況

【就学前】

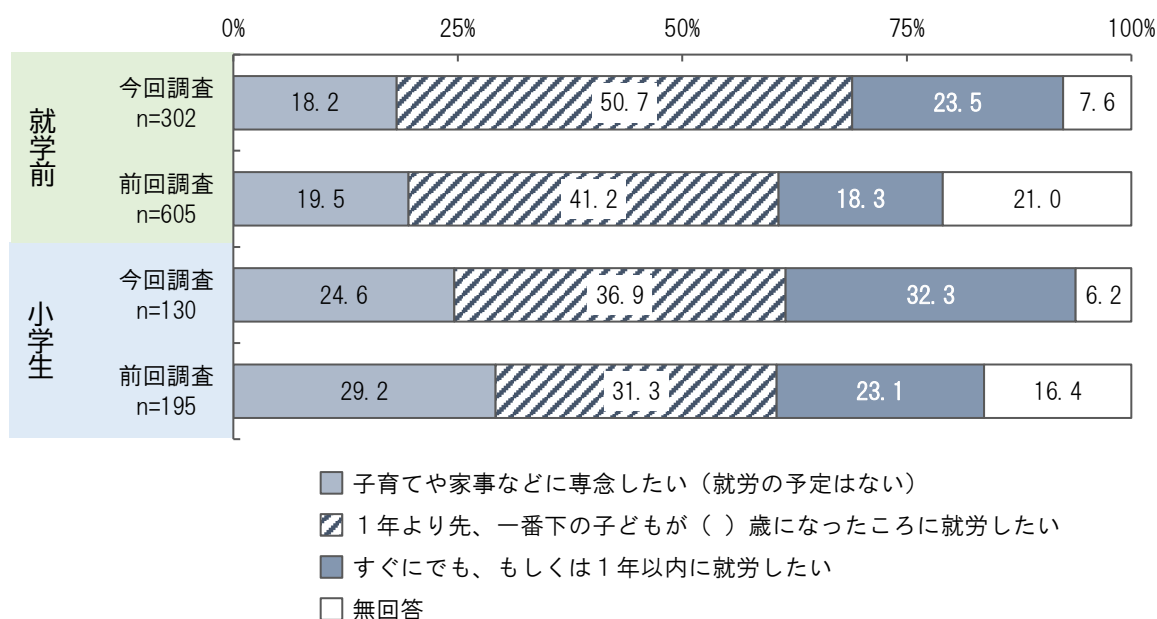


【小学生】

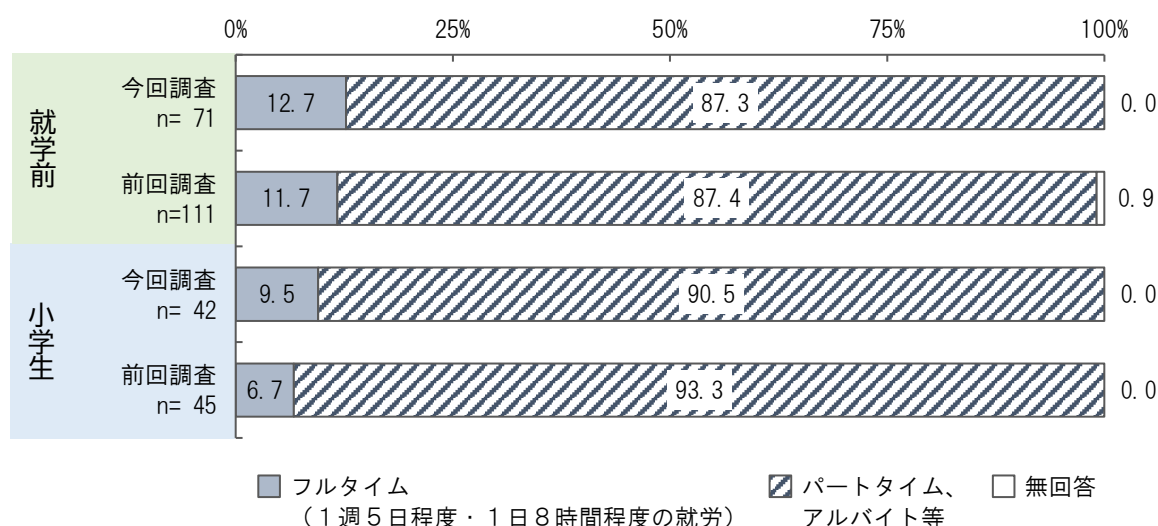


現在未就労である母親のうち、今後就労希望がある割合は、就学前・小学生いずれも7割程度となっており、1年以内の就労を希望する母親の就労形態は、ほとんどが「パートタイム、アルバイト等」で週3～4日、1日4～5時間の就労を希望しています。

図表 今後の就労希望（母親）

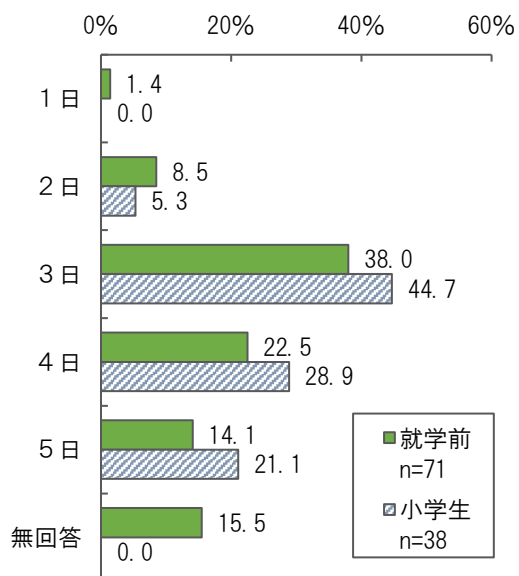


図表 希望する就労形態（母親）

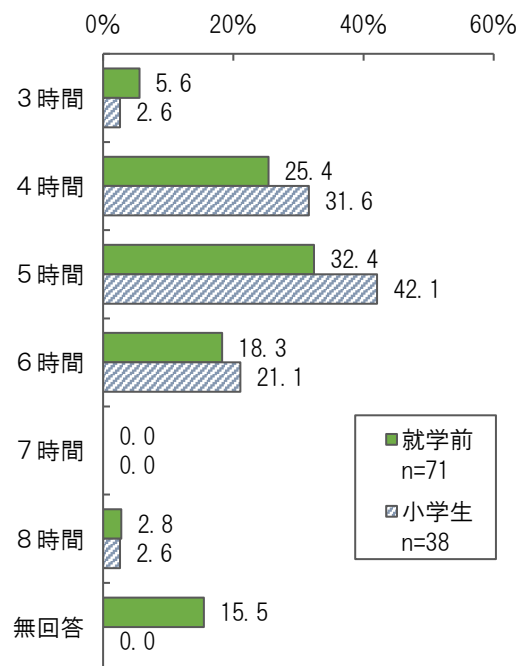


図表 希望する就労日数・時間（母親）

【1週当たり】



【1日当たり】



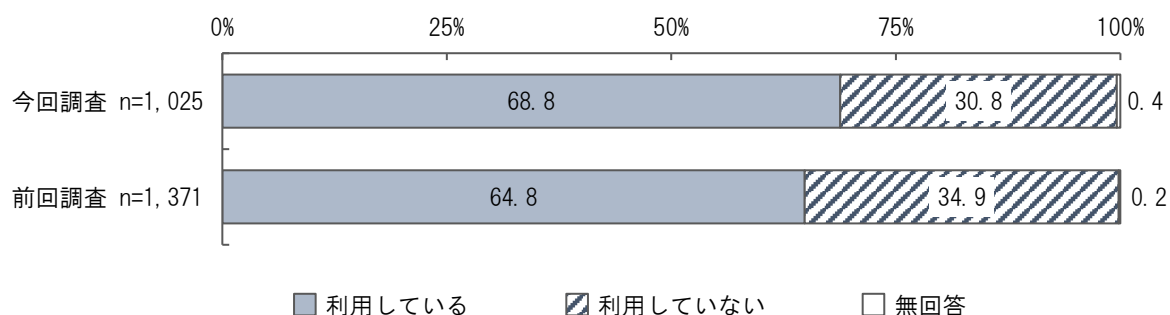
③平日の定期的な教育・保育事業の利用について

就学前の定期的な教育・保育事業の利用についてみると、全体の 68.8%が「利用している」と回答しており、前回調査の 64.8%よりも 4.0 ポイント増加しています。

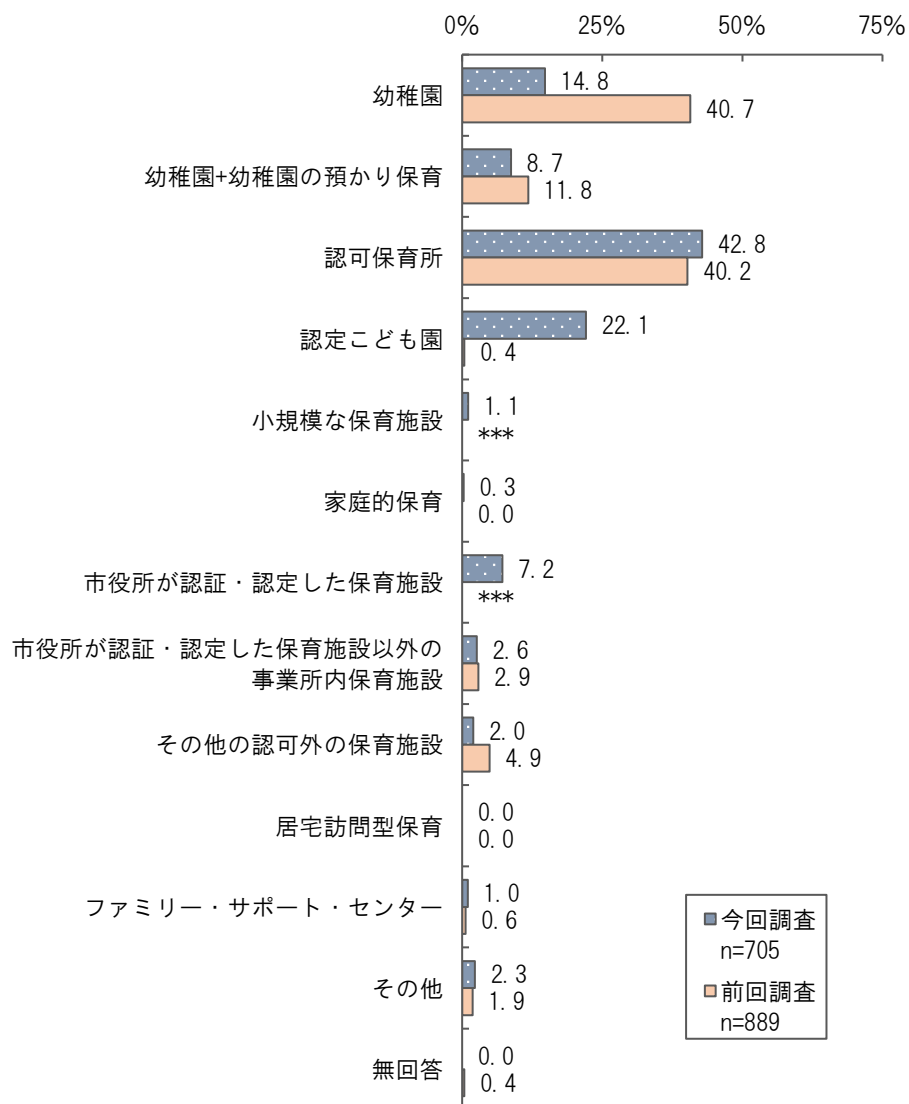
現在利用している教育・保育事業としては、「認可保育所」が 42.8%、「認定こども園」が 22.1%と高くなっています。また、利用したいと考える教育・保育事業についても、「認可保育所」(49.2%)、「認定こども園」(38.2%)、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(36.2%)の割合が高くなっています。

現在教育・保育事業を利用していない理由として、「子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で利用する必要がない」が 64.9%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」が 28.5%、「利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない」が 13.6%となっています。

図表 定期的な教育・保育事業の利用状況

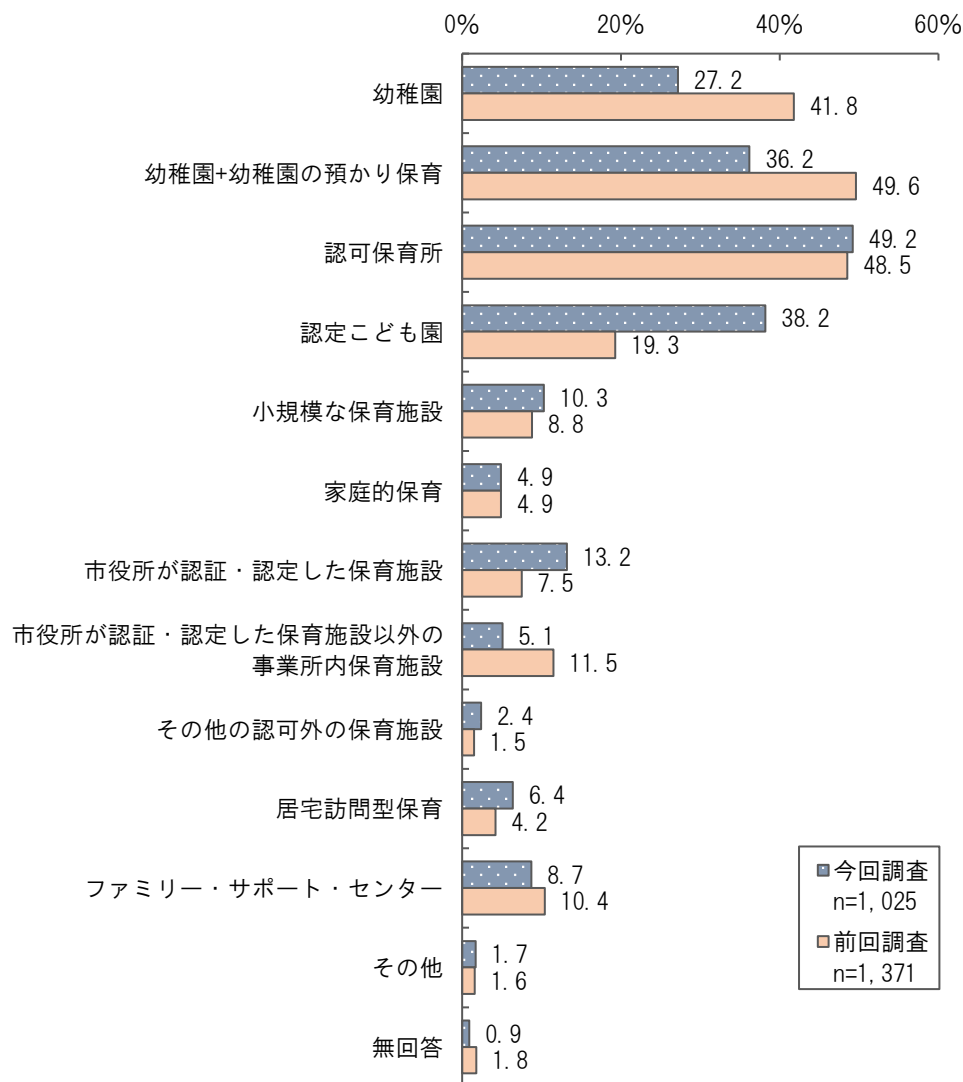


図表 定期的に利用している教育・保育事業（就学前）

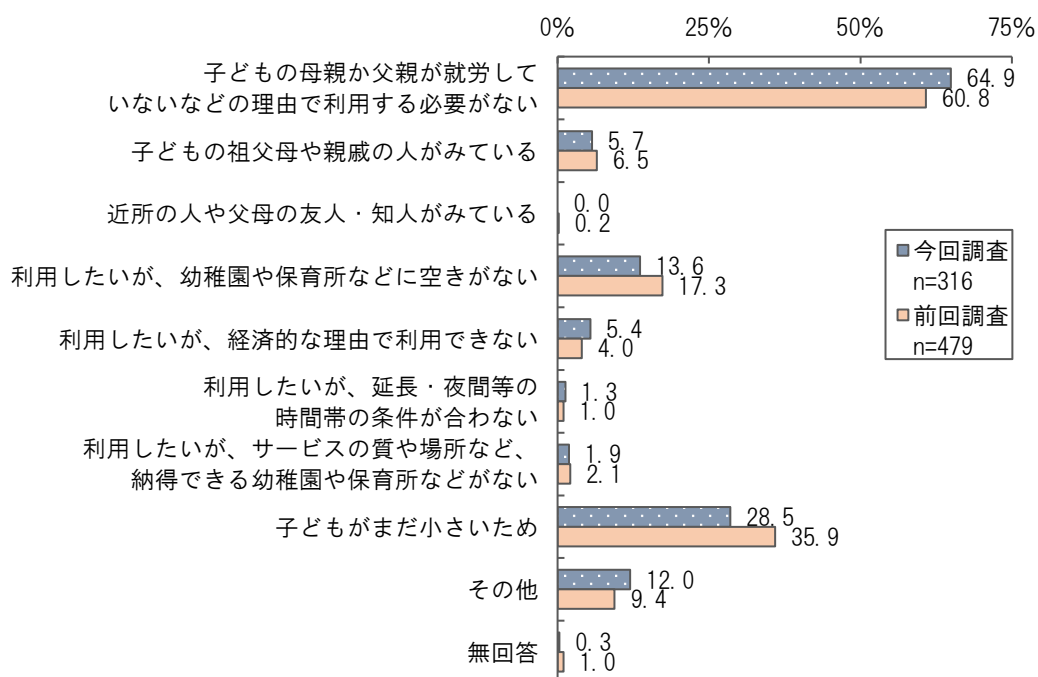


※「小規模な保育施設」「市役所が認証した保育施設」は前回調査の回答選択肢なし

図表 定期的に利用したい教育・保育事業（就学前）



図表 定期的な教育・保育事業を利用していない理由



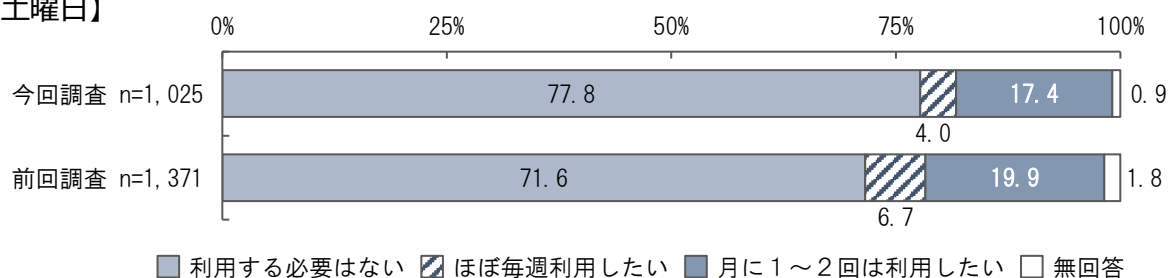
④土曜・休日や長期休業期間中の教育・保育事業の利用について

土曜・休日の教育・保育事業については、「ほぼ毎週（毎回）利用したい」との回答が土曜日で4.0%、日曜日で1.1%、祝日で16.9%となっています。

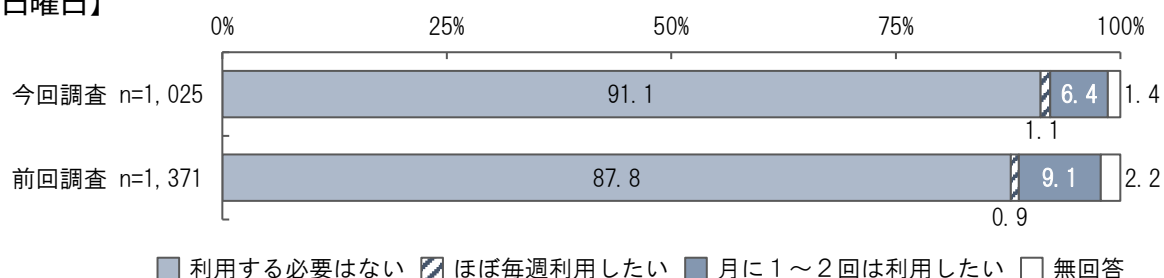
また、夏休み・冬休み・春休みの長期休暇期間中の教育・保育事業の利用については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が38.9%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が23.6%と、合わせて6割以上が利用を希望しています。

図表 土曜日、日曜日、祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

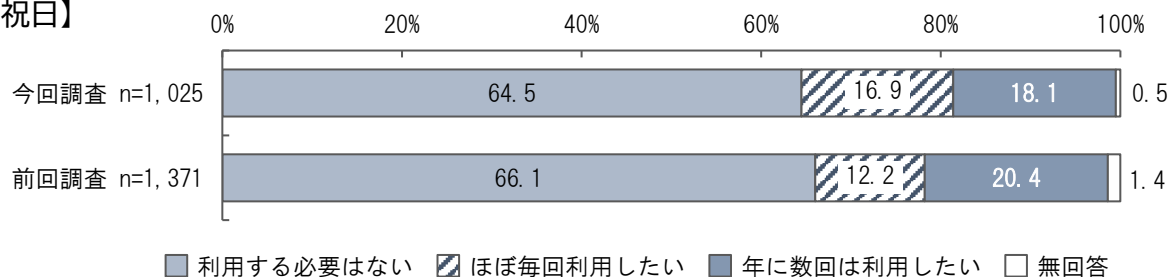
【土曜日】



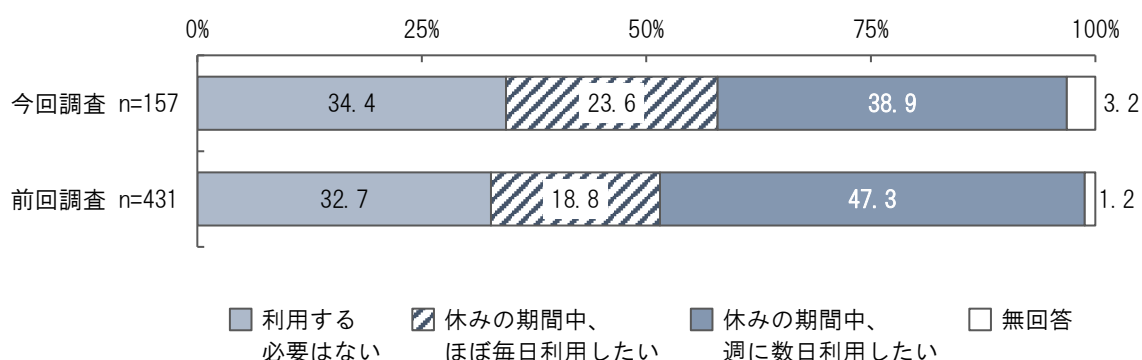
【日曜日】



【祝日】



図表 長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望



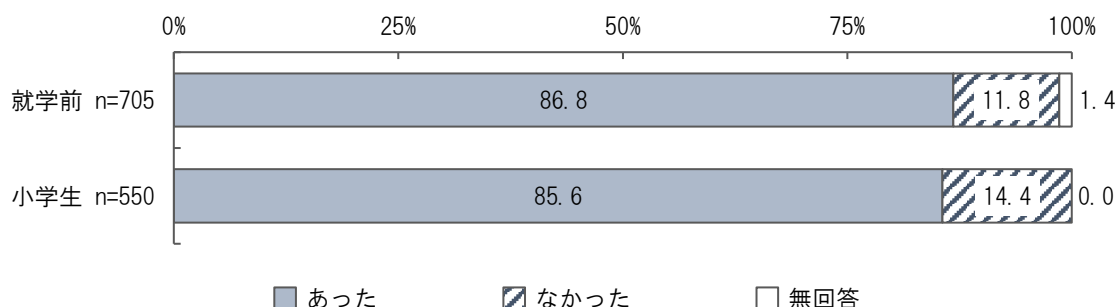
⑤子どもが病気の際の対応について

就学前では 86.8%、小学生では 85.6%の人が、子どもが病気やケガで普段利用している事業が利用できなかったことや学校を休まなければならなかった状況が「あった」と回答しており、その際の対応として「母親が休んだ」割合が就学前では 77.6%、小学生では 69.6%と最も高くなっています。

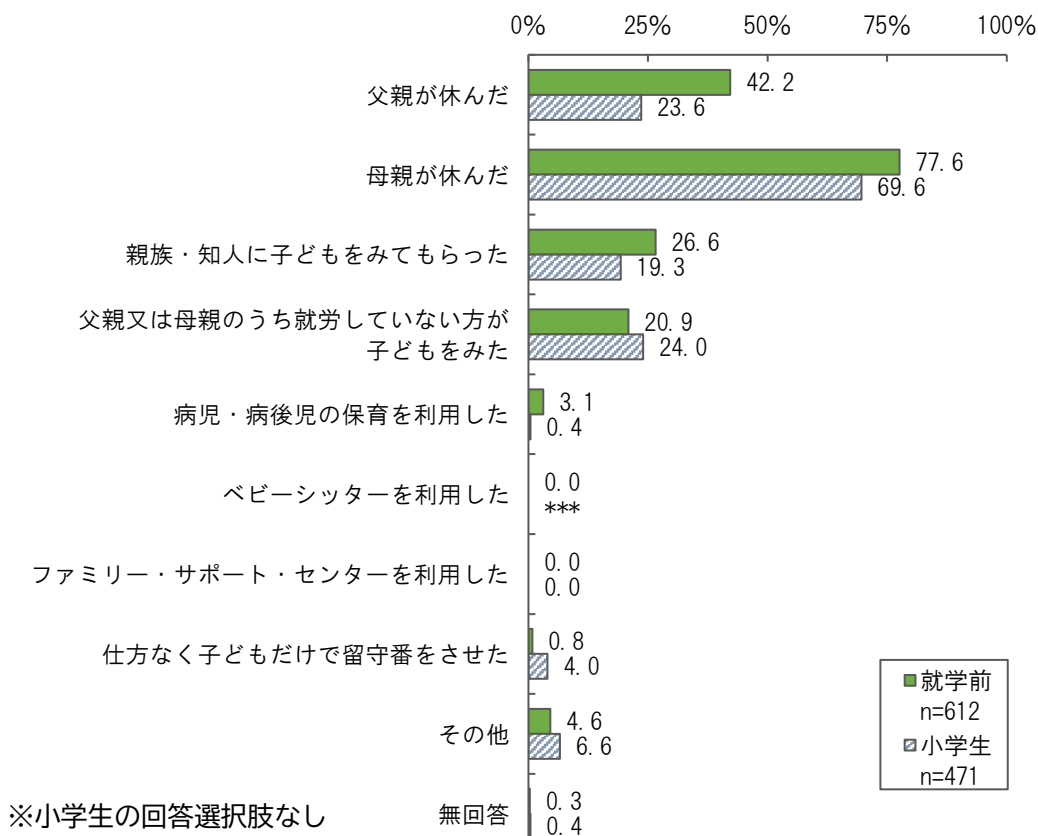
子どもが病気やケガの際の対応として父親や母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は、就学前で 37.2%、小学生で 14.0%となっており、小学生よりも就学前で利用希望が高くなっています。

一方、「利用したいとは思わない」は、就学前では6割以上、小学生では8割以上となっており、その理由としては「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」や「親が仕事を休んで対応する」が主となっています。

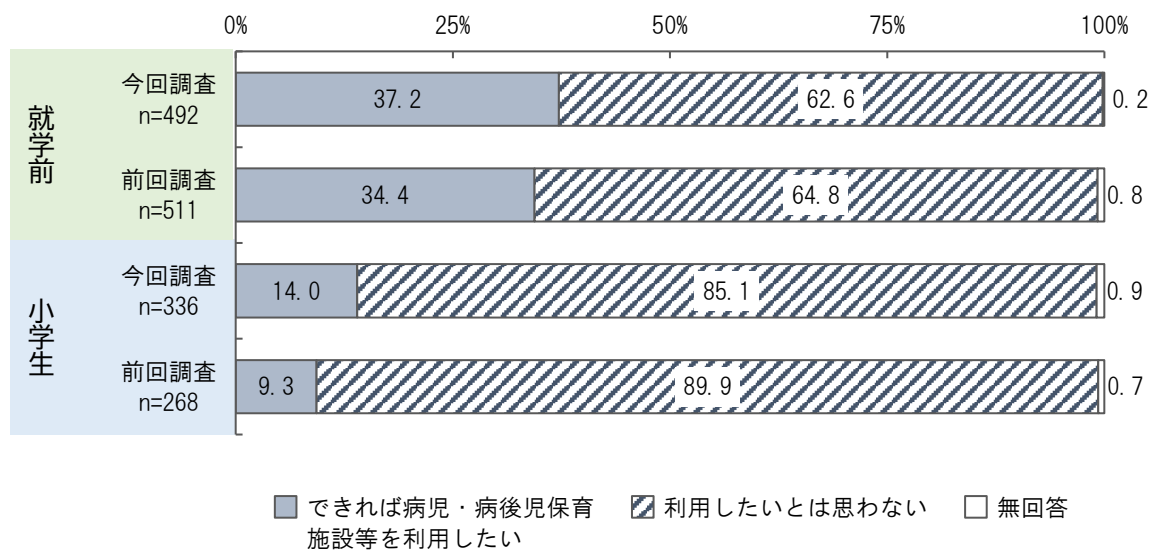
図表 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった（学校を休んだ）ことの有無



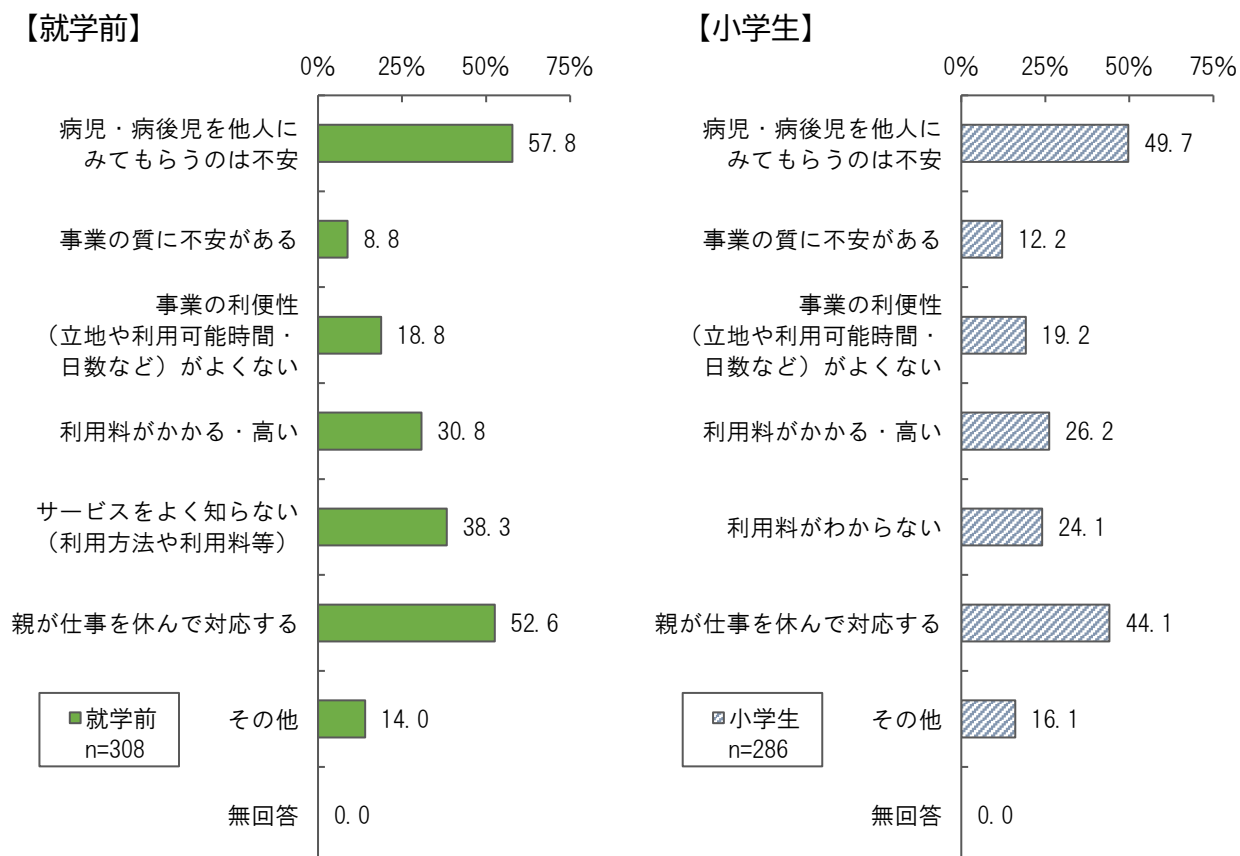
図表 教育・保育事業が利用できなかった（学校を休んだ）時の対応



図表 病児・病後児保育施設等の利用希望



図表 病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由



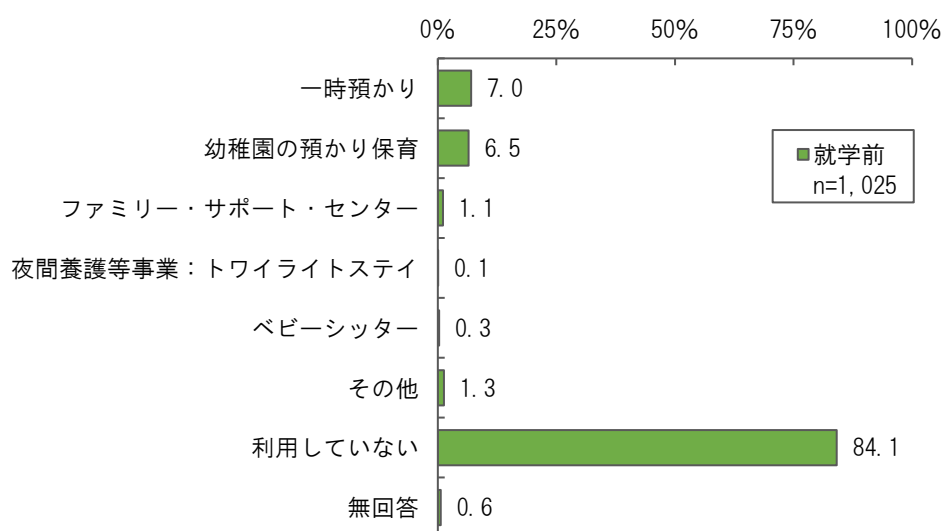
⑥不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

就学前について、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不
定期の就労等の目的でその都度利用している事業については、84.1%が「利用して
いない」と回答しています。

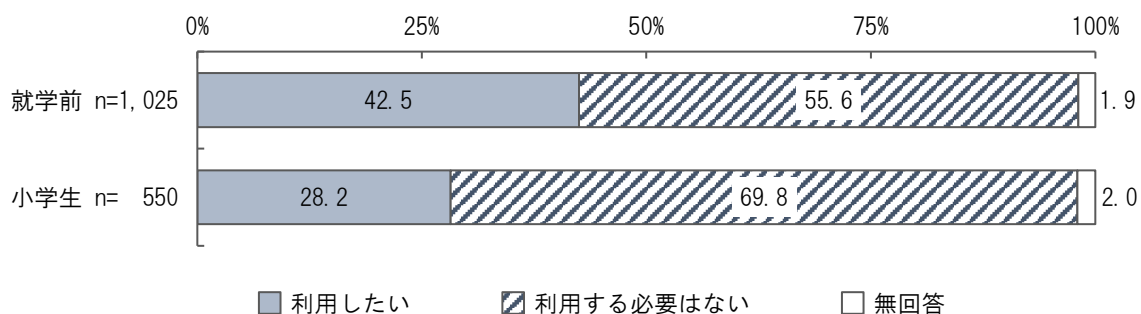
このような不定期な事業の利用希望については、「利用する必要はない」が就学前
で 55.6%、小学生で 69.8%となっています。一方、「利用したい」は就学前で
42.5%、小学生で 28.2%となっており、就学前で利用希望が高くなっています。

また、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならない場合における、
短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用希望は、就学前・小学生ともに
「利用する必要はない」が9割程度で、「利用したい」は1割未満となっています。

図表 不定期に利用している一時預かり等の事業（就学前）



図表 不定期の一時預かり等の事業の利用希望

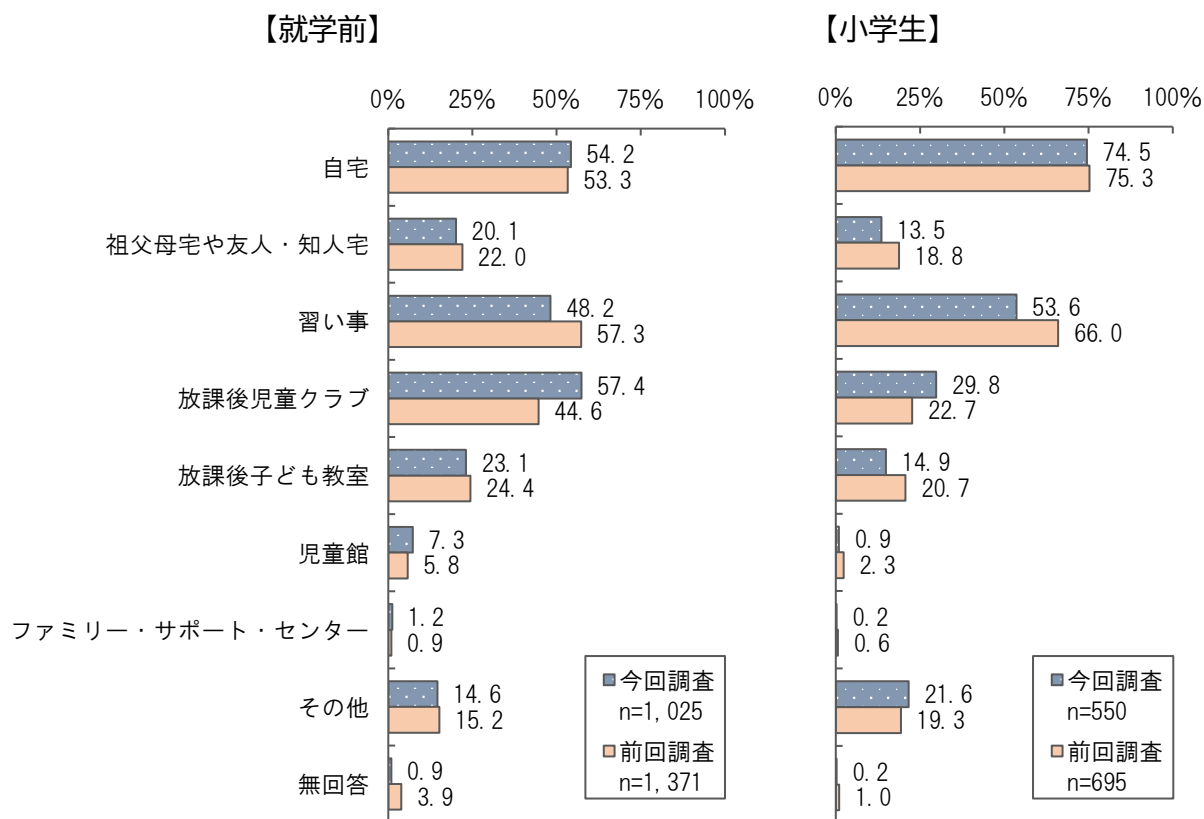


⑦放課後の過ごし方について

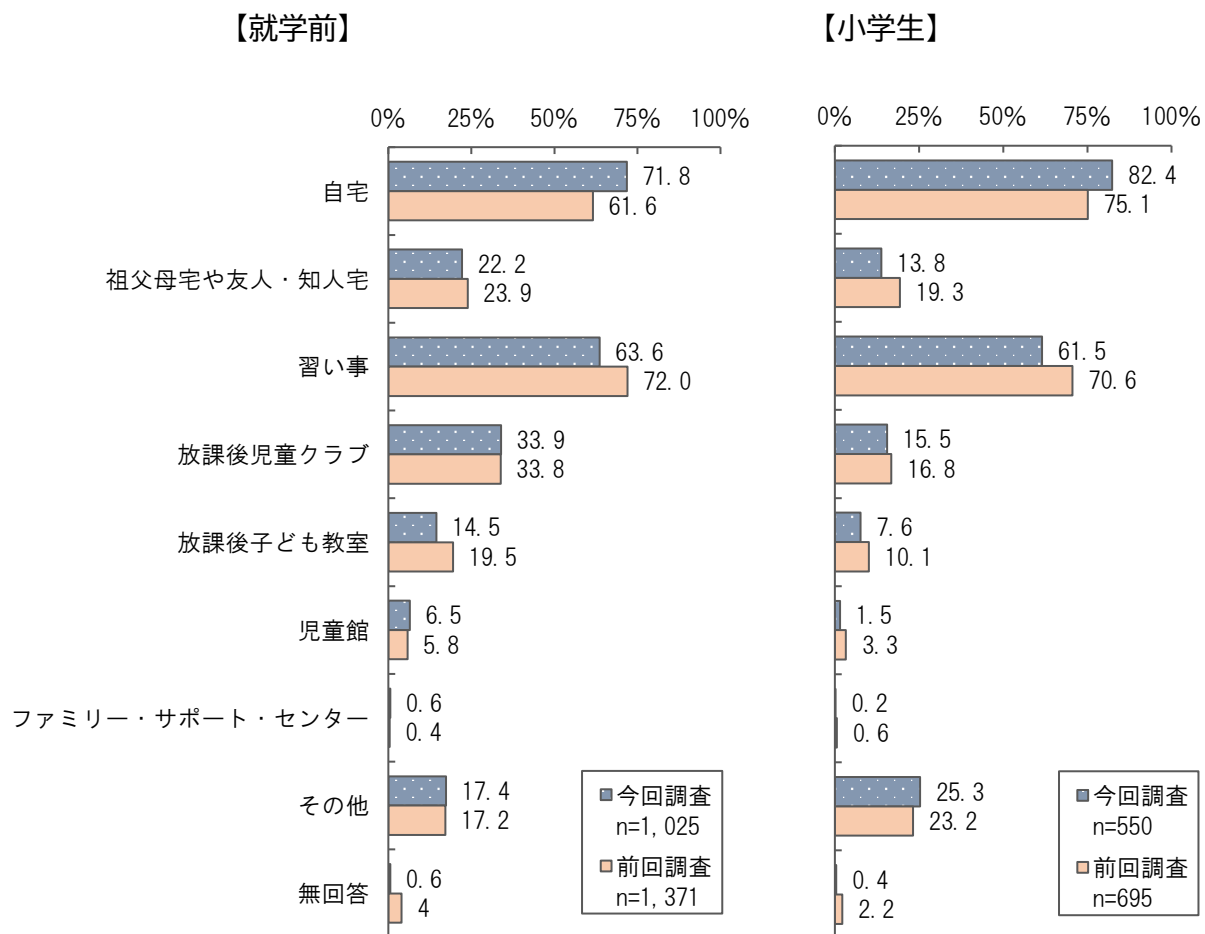
小学校低学年時期の放課後の過ごし方の希望（小学生は実際の過ごし方）をみると、「自宅」（就学前：54.2%、小学生：74.5%）や「習い事」（就学前：48.2%、小学生：53.6%）、「放課後児童クラブ」（就学前：57.4%、小学生：29.8%）の割合が高くなっています。前回調査との比較では、就学前・小学生ともに「習い事」の割合が減少し、「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。

小学校高学年時期の放課後の過ごし方の希望についても、就学前・小学生ともに「自宅」と「習い事」の割合が高くなっています。前回調査との比較においては、就学前・小学生ともに「習い事」の割合が減少し、「自宅」の割合が増加しています。

図表 小学校低学年の放課後の過ごし方



図表 小学校高学年の放課後の過ごし方



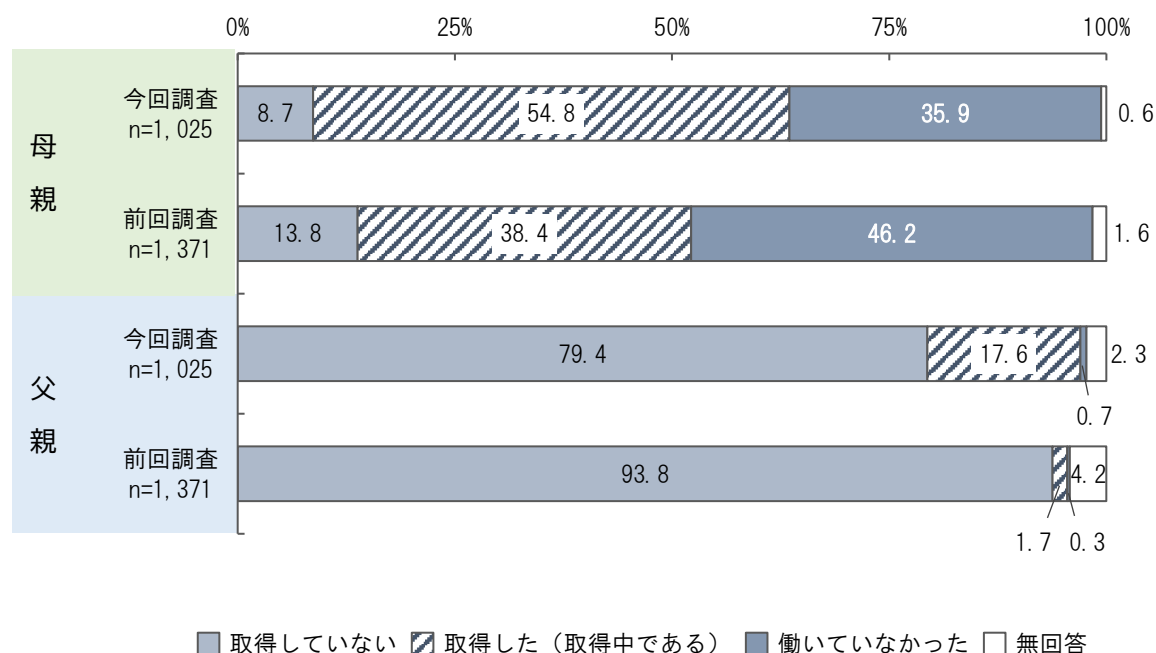
⑧育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

就学前について、育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」は、母親では 54.8%、父親では 17.6%となり、前回調査より取得している割合が高くなっています。

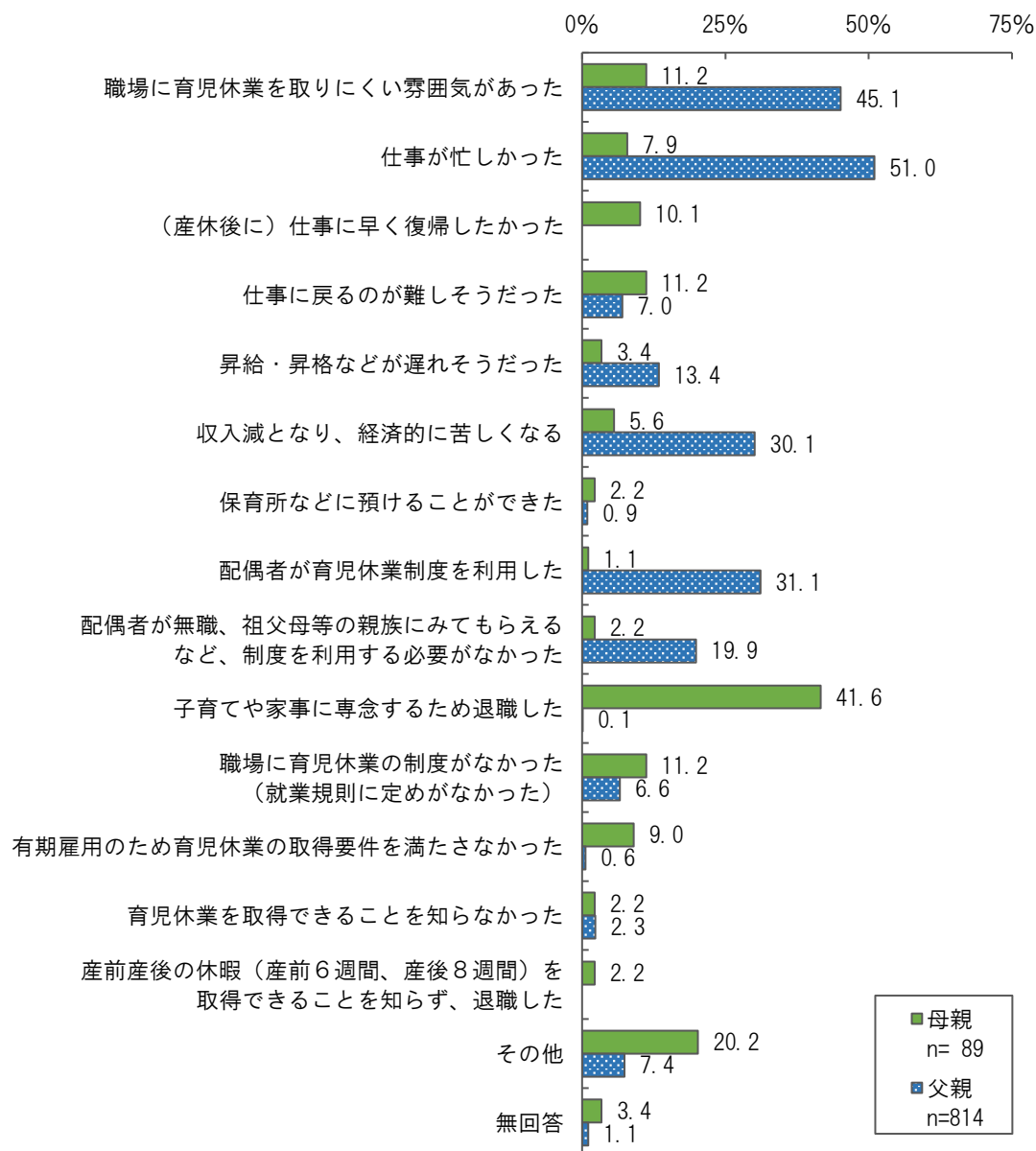
取得率は増加しているものの、父親では依然として「取得していない」が8割程度と高く、取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」（51.0%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（45.1%）が上位となっています。

育児休業を取得した母親のうち、65.5%は育児休業取得後、職場に復帰しています。育児休業の実際の取得期間としては「1歳～1歳6か月未満」の割合が高いものの、勤め先に3歳まで休暇を取得できる制度があった場合は「3歳～3歳6か月未満」（47.3%）までの休暇を希望する割合が高くなっています。

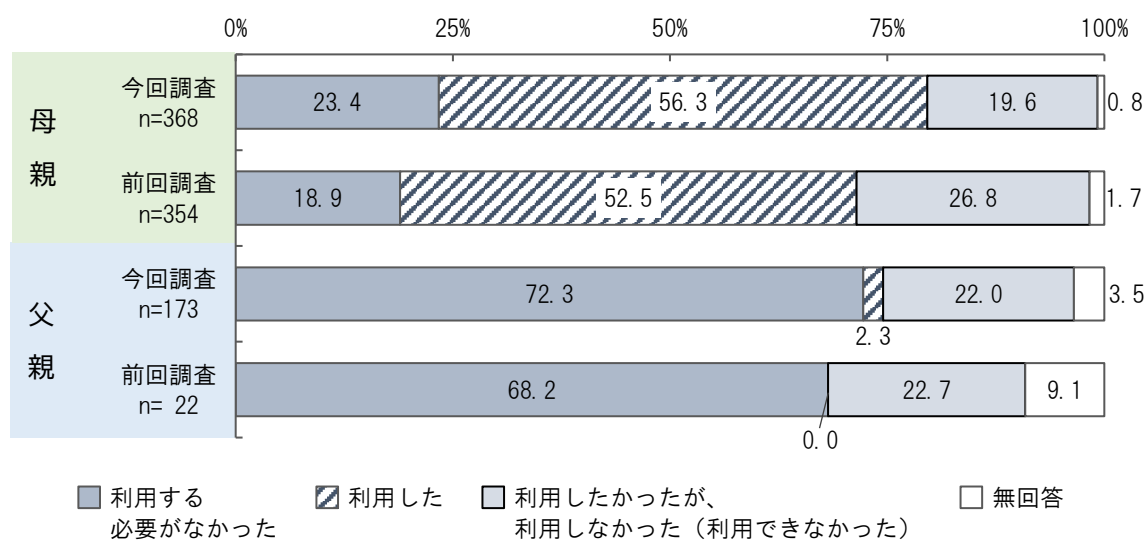
図表 育児休業取得の有無（就学前）



図表 育児休業を取得していない理由（就学前）



図表 短時間勤務制度の利用の有無（就学前）



4 こども・若者等の意見

現在実施中です。

5 刈谷市の課題

第8次刈谷市総合計画では、「少子化と子育て世代の転出超過」をひとつの大きな課題と認識しており、そういった課題を解決し、持続的に発展しながら目指す将来都市像を実現するために5つの重点戦略を設けています。

- ・若い世代や子育て世代への支援
- ・魅力ある働く場の創出
- ・にぎわいの創出
- ・誰もが活躍できる社会の形成
- ・安心して暮らし続けられる環境の整備

これらの課題認識のもと、本計画では、若い世代が現在から将来に渡って活躍できるような社会、子育て世代が安心して子育てを行いながら自らも活躍できる社会が実現されることを、地域全体で協力しながら目指していきたいと考えています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

現在検討中です。

(参考：第2期計画の基本理念)

「元気に育て かりやの子どもたち」

～安心して子育てに取り組み、こどもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現～

2 基本目標

(1) こども・若者の権利の尊重

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格を持った個人として尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った施策・事業を推進します。また、若者が社会的な自立を果たし、充実した心豊かな生活を送ることができるように支援します。

(2) こども・若者が健全に育つ環境の整備

こどもが豊かな心と健康な体を育みながら成長するためには、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、すべてのこども・若者が相互に人格と個性を尊重されながら、自己肯定感や自己有用感を高めて成長できるような環境が必要です。

(3) 安心して子育てできる環境の構築

こどもの健やかな成長を期待し、安心して楽しみながら子育てできる刈谷市をめざし、家族だけでなく、事業者をはじめとする地域社会および行政が協力して「こどもの育ち」を支援する意識を持ち、こどもを生み育てやすい環境を構築します。

(4) 社会全体での子育ての推進

こどもは、家庭やこども同士の関係だけでなく、地域の人々、自然、文化と関わるなかで、豊かな人間性を身につけていきます。こどもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、事業所、行政をはじめ地域社会全体が地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要です。子育てを地域社会全体で行う視点に立った取組を推進します。

3 必要な視点

基本目標に基づき施策を進めていくにあたり、次の視点を横串として持つこととします。

<視点1>切れ目ない支援

こどもの発達段階に合わせて、妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を切れ目なく提供するとともに、こどもが健やかに成長して自己実現を図り、若い世代が生活の基盤を安定させて自立できるように、中・長期的な視点に立った切れ目のない支援を推進します。

<視点2>当事者としての目線

(多様化するニーズ、障害者、貧困家庭目線など含む)

子育て家庭の生活実態や多様化した支援のニーズに対応するため、関係職員等の資質向上、先端技術の導入、業務の効率化などを推進して質の高い支援策を提供するとともに、障害・疾病・虐待・貧困など困難な状況にあるこども若者や家庭を取り残さない支援を行います。

4 計画の体系

刈谷市子ども計画

基本理念 ※検討中

基本目標1
こども・若者の
権利の尊重

- ア こども・若者の意見表明の機会の確保
 - ・こども授業とワークショップの活用
 - ・審議会委員の登用率の向上
 - ・こども向けの情報提供の推進
- イ こども・若者の自己実現を応援
 - ・将来像の形成支援
 - ・若者の就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援
 - ・貧困状況にあるこども・若者の支援
 - ・障害等のあるこどもへの支援
 - ・ヤングケアラーへの支援
 - ・外国ルーツのこどもの支援
 - ・多様な価値観の尊重
 - ・困難な状況に陥ったこども・若者の支援

基本目標2
こども・若者が
健全に育つ環境の
整備

視点1
切れ目ない支援

視点2
当事者としての目線

- ア 教育保育環境の整備
 - ・幼児教育・保育の充実
 - ・幼児教育・保育等に携わる人材の確保
 - ・学校教育の推進
- イ 心と体の成長の支援
 - ・予防接種と健診
 - ・こころの健康づくり
- ウ こども・若者にやさしいまちづくり
 - ・居場所づくり
 - ・遊び場の確保
 - ・安心、安全な環境の整備
- エ 関係機関・組織体制の充実

基本目標3
安心して子育て
できる環境の構築

- ア ライフステージに応じた子育て支援
 - ・妊娠・出産への支援
 - ・こどもの成長、発達への支援
 - ・子育て情報の提供
- イ ニーズに応じた子育て支援
 - ・緊急時等の支援
 - ・ひとり親家庭への支援
 - ・DV被害者への支援
 - ・配慮が必要なこども・家庭の子育て支援
- ウ 暮らしと子育ての両立支援
 - ・保育体制の充実
 - ・放課後児童クラブの整備
 - ・男女が協力して行う子育ての推進
- エ 経済的支援

基本目標4
社会全体での
子育ての推進

- ア 交流とネットワークづくりの充実
 - ・子育てサービス利用者支援体制の構築
 - ・子育て支援団体の育成とネットワーク強化
 - ・地域の人材発掘と育成
- イ 子育てを支援する都市環境の整備
 - ・開かれた学校・園づくり
 - ・こどもが活躍する場づくり